

平成30年8月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成30年8月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成30年8月24日（金）午後1時30分から午後2時41分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（14人）

会 長：	1 番：	花野 隆雄	会長代理：	2 番：	水澤 正明
委 員：	3 番：	忠 貞夫	委 員：	4 番：	榎本 太
委 員：	5 番：	森田 謙	委 員：	6 番：	田村 信秀
委 員：	7 番：	南波 雅子	委 員：	8 番：	緒形 文一
委 員：	9 番：	馬場 勝	委 員：	10 番：	西奈美 公平
委 員：	11 番：	川上 勝之	委 員：	12 番：	松村 智
委 員：	13 番：	今井 輝子	委 員：	14 番：	阿部 実

農地利用最適化推進委員（8人）

委 員：	中 条：	志村 政美	委 員：	中 条：	佐藤 隆
委 員：	乙	小泉 正	委 員：	乙	安城 守英
委 員：	築 地：	白塚 幸二	委 員：	築 地：	小熊 威
委 員：	黒 川：	今井 明	委 員：	黒 川：	小野 金一

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告第1号 農地法第4条第1項第8号（農地法施行規則第29条）の
該当による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：佐藤秀雄、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 30 年 8 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、10 番西奈美公平委員、14 番阿部実委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、7 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>8 月 7 日、地域別農業委員会研修会が新発田市民文化会館で開催され、農業委員 10 名、推進委員 8 名の方にご参加いただきました。</p> <p>8 月 16 日、下越地区農業委員会連絡協議会の第 2 回理事会及び第 29 回常設審議委員会が JA 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>8 月 17 日、8 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、2 班の委員の皆様にご案内いただき審査していただきました。</p> <p>8 月 21 日、八幡地区の農地あっせん委員会を市役所 2 階会議室で開催し、森田委員、安城委員に出席していただきました。</p> <p>8 月 22 日、農業者年金受給者連盟北蒲原郡市連絡協議会の総会が新発田市金子屋別館で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>8 月 23 日、にいがた女性農業委員の会の第 3 回役員会が県信連ビルで開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、住宅建設のための転用が 1 件、宅地造成のための転用が 1 件、太陽光発電施設のための転用が 1 件、砂利採取に伴う一時転用の事業計画変更が 1 件の計 4 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域内にあるあかね町地内の休耕畑において、住宅を建設するための転用であり、建築面積は 79.32 m²であります。</p> <p>土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、都市計画用途地域内にある西本町地内の休耕畑において、宅地造成をするための転用であり、所要面積は 494 m²であります。</p> <p>土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、第 2 種農地である山王地内の休耕畑において、太陽光発電施設を建</p>

	<p>設するための転用であり、施設概要は4段16列タイプのを5台、全部で320枚のパネルを設置するものであります。</p> <p>土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>4番の案件は、農用区域内にある高野地内の田において、砂利採取のための一時転用の事業計画を変更するものであり、採取面積17,706㎡を33,967㎡に変更するもので、追加区域の採取期間は平成30年10月1日から平成32年3月31日までとするものです。</p> <p>なお、当初区域の砂利採取地については、当初の予定通り平成31年3月31日までに完了させ、退避場については、追加区域の砂利採取時においても利用するため、改めて期間延長に伴う事業計画の変更が申請される予定となっております。</p> <p>第1号議案は、いずれの案件も書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしており、事前着工もありませんでした。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、6番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第1号議案は、住宅建設のための転用が1件、宅地造成のための転用が1件、太陽光発電施設のための転用が1件、砂利採取に伴う一時転用の事業計画変更が1件の計4件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、1番2番は、やむを得ないものとし、3番4番は、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の1番から3番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案の1番から3番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に日程第4の報告第1号「農地法第4条第1項第8号の該当による届出について」を報告いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>報告第1号をご説明申し上げます。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>初めに、個々の説明の前に、農地法第4条第1項第8号の該当による届出の内容について説明させていただきます。</p> <p>農地法第4条では、自己が所有する農地を農地以外に利用するときは、転用の許可が必要とされておりますが、利用する目的が農業用施設に供する場合で、その必要とされる建築物等の面積が200㎡未満のときは、転用の許可が不要とされており、届出をいただいているものであります。</p> <p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>1番の案件は、北成田地内の畑に91.29㎡の葉たばこ保管庫を建設するものであります。</p> <p>なお、この案件は、6月の総会において、農業振興地域内の農用地から農業用施設用地への用途変更に伴い、意見を求められ承認されたた案件であり、この度、施設の建設にあたり届出がされたものであります。</p> <p>2番の案件は、山玉地内の田において、昭和59年頃に建築された農機具格納庫19.87㎡の届出が未済であったことが確認されたため、この度、届出をいただいたものであります。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で日程第4の報告を終わります。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、平成30年8月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成30年8月24日

議 長

10 番

14 番
